

総 価 契 約 書(案)

下記の物品購入について、支出負担行為担当官 国立療養所宮古南静園事務長 ○○○○○○（以下「甲」という。）と、○○○○○○ ○○○○○○（以下「乙」という。）は、次の条項により契約を締結する。

（契約期間）

第1条 この契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約金額）

第2条 本契約は総価による契約とし、納入する物品の品目、規格及び単価は別紙内訳書のとおりとする。

2. 本契約に定める業務の予定数量は、別紙内訳書の予定数量とする。ただし、数量について後日増減があっても乙は異議を申し立てないものとする。
3. 単価表中の消費税等額は、消費税法第28号第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき算出した額である。
4. 本契約期間中に市価に著しい変動があると認めるときは、甲乙協議のうえ単価を変更することができる。この契約にかかる契約保証金は免除する。

（契約履行の場所等）

第3条 乙は、甲の指示する数量を指定する日時、及び場所に納入しなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第4条 乙（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に定める中小企業者）は、本契約によって生じる権利の全部又は一部を甲（国の支出負担行為担当官等）の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第9号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2. 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社及び信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治29年法令第89号）467条及び債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律104号）第2条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは乙が特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成4年法律第77号）に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- 一 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- 二 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- 三 甲は、債権譲渡後も乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

3. 第1項ただし書きに基づいて、乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う支弁の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、甲が同令第1条第3号に規定するセンター支出官に対して支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

（納入及び検査）

第5条 乙は契約物品を納入しようとする時は、その旨を甲に通知した後、甲の指定する場合に搬入しなければならない。

2. 乙が搬入を終了したときは、甲は遅滞なく立ち会いのうえ現品を確認し、指定の場所に納入させるものとする。
3. 甲は納入のあった日から 10 日以内に検査を完了しなければならない。
4. 検査完了後、甲は物品の引き渡し完了した旨を乙に通知しなければならない。

（不合格品の引き取り）

- 第 6 条 物品の品質・構造・形状は、甲の検査に合格するものでなければならない。検査の結果、不合格の場合は取り替えなければならない。
2. 前項の取り替えをした場合であっても納期に遅れることはできない。
 3. 検査のため物品の性能、形状を変じ、又は消耗した場合でもその損失はすべて乙の負担とし、契約数量中にこれを算入しない。

（契約代金の支払いの時期及び方法）

- 第 7 条 乙は物品納期後 1 月分をとりまとめ甲に請求書を提出する。
2. 甲は前項の適法な支払請求書を受領した日から起算して 30 日（以下「支払期日」という。）以内に契約代金を支払うものとする。

（支払遅延利息）

- 第 8 条 甲は前条第 2 項の期限内に支払をしないときは、支払期日の翌日から起算し支払する日までの日数に応じて、未払金額に対し年 2.5% の割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、その額が 100 円未満のときは支払わない。

（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）

- 第 9 条 甲は、第 5 条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から 1 年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第 2 号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第 1 号の履行を催告することを要しないものとする。
- 一 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
 - 二 直ちに代金の減額を行うこと
2. 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
 3. 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第 1 項の通知期間を経過した後においてもなお前 2 項を適用するものとする。

（契約の解除）

- 第 10 条 甲はこの契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
- 一 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
 - 二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号以下「独占禁止法」という。）第 8 条の 4 の第 1 項の規定による必要な措置を命ぜられたとき、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令が行われたとき、並びに同法第 53 条第 1 項の規定による審判手続きを開始されたとき。
 - 三 相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反した場合、甲又は乙は、書面をもって相手方に通告し、この契約を解除することができる。
 - 四 前項によりこの契約が解除された場合、甲及び乙は、これにより蒙る相手方の損害についてその責を負わない。

（乙の解除権）

- 第 11 条 乙は甲が契約に違反したことにより納入が不可能となったときは、この契約の全部もしくは一部を解除することができる。

（賠償金）

- 第 12 条 乙はこの契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約を解除するか

否かを問わず、賠償金として、甲に生じた実際の損害額又は、この契約が第1条に規定する契約期間の終期まで継続した場合に甲が支払うべき金額(契約期間を定めない場合は契約代金)の10分1に相当する額のいずれか多い額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 第10条第一号の刑が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第49条第1項に規定する排除措置命令又は第50条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が同法第49条第7項又は第50条5項の規定より確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第65条、第66条第1項、第2項又は第3項並びに第67条の規定による審決(同法第66条第3項による原処分の全部を取り消す審決及び第67条第2項に該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)を行い、当該審決が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取り消しの訴えが提起されたときを除く。)
 - 四 公正取引委員会が乙に対して行った審決に対し、乙が独占禁止法第77条の規定により提起した審決取り消しの訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
2. 乙は、契約の履行を理由として、前項の賠償金を免れることができない。
 3. 乙は、第11条の規定により契約を解除したときは、乙が直接受けた損害額を甲に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、本契約に関して次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により告訴を提起されたとき(乙の役員又は、その使用人が当該告訴を提起されたときを含む。))。
2. 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、本契約に関し次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、請負(契約)金額(本契約締結後、請負(契約)金額の変更があった場合には、変更後の請負(契約)金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

2. 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3. 第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第 15 条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3.0 % の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第 16 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第 17 条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第 18 条 乙は、前 2 条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 乙は、前 2 条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)及び再委託者(再委託以降のすべての受託者を含む。)並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第 19 条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2. 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第 20 条 甲は、第 16 条、第 17 条及び第 19 条第 2 項の規定により本契約を解除した場合は、

これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2. 乙は、甲が第16条、第17条及び第19条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第21条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（厚生労働省所管法令違反に係る報告）

第22条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

（厚生労働省所管法令違反に係る契約解除）

第23条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続きを要せず、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第一号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。

2. 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

（厚生労働省所管法令違反に係る違約金）

第24条 第23条の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2. 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
3. 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（紛争の解決方法）

第25条 この契約について甲、乙間に紛争又は疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意を持ってその解決にあたるものとし、なお解決できない場合は必要に応じて甲乙協議の上、選定した者に調停を依頼する。

（補則）

第26条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙誠意を持って協議の上これを定める。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 沖縄県宮古島市平良字島尻 888 番地
支出負担行為担当官
国立療養所宮古南静園事務長 ○○○○○○

乙